

皇室典範の法理論と現代的課題

ー19世紀のドイツ公法学との比較の見地からー

7月17日、国会で可決されて、皇室典範が改正されました。現行皇室典範では禁じられている「養子」が可能となり、養子の子が男子であれば、皇位継承資格を持つことになりました。

国を二分する議論となった本改正ですが、そもそも皇室典範とはどのような法律なのか。明治憲法下の皇室典範と現行の皇室典範とで違いはあるのか。

法制史、とりわけ日本の憲法学者に大きな影響を与えたドイツ国法学をご専門とされる藤川直樹教授にお話を伺い、これまでの皇室法の歴史を振り返るとともに、今後の皇室の在り方について、法の観点から考えてみたいと思います。

日時:2026年11月28日(土)

14時00分～16時00分

場所:神奈川県弁護士会館5階

(定員120名)



オンライン参加あり:参加される方は上記二次元バーコードまたは下記URLから予約してください

https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_6bEpBFdGTf-Y8jZKC7J2tw

講師 藤川直樹さん

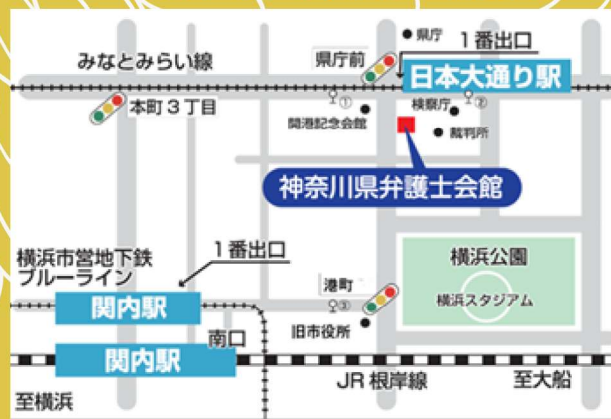


神戸学院大学法学部教授(西洋法制史・ドイツ法専攻)。東京大学法学部卒業、同大学院法学政治学研究科修士課程修了。著書『王統と国家ー近代ドイツ公法学における〈君侯法〉の展開』(弘文堂、2023年)、共著『戦後日本の学知と想像力ー〈政治学を読み破った〉先に』(吉田書店2022年)ほか。

人権シンポin 神奈川

<https://www.kanaben.or.jp/news/event/2026/sympo2026.html>

**神奈川県弁護士会館
横浜市中区日本大通9番地**



主催:神奈川県弁護士会

共催:日本弁護士連合会・関東弁護士会連合会

問い合わせ先 TEL045-211-7705 平日9時～17時